



●銀聲舎会則

- 第1条 本会は、銀聲舎（読みがなは「ぎんせいしゃ」。現用漢字を用いる場合は「銀声舎」と称する。
- 第2条 本会は、地域における文化財建造物の有効活用及び有効活用を行うための担い手となる人材の育成を目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。
- 一 文化財の有効活用に関する各種事業の企画・運営
 - 二 地域における文化芸術プロジェクトに関する各種事業の企画・運営
 - 三 その他、本会の目的を達するために必要な活動
- 第4条 本会には、以下の役員を置く。
- 代表世話人 一名
- プロジェクトリーダー 前条に規定する活動に応じ、それぞれプロジェクトを設置する。
- 監事 一名
- 2 代表世話人は本会を代表し、プロジェクトの事業を統轄する。プロジェクトリーダーはプロジェクトの企画・運営を統括する。
 - 3 代表世話人はプロジェクトリーダーもしくは構成員のなかより選出するものとする。
 - 4 代表世話人およびプロジェクトリーダーの任期は特に定めない。
 - 5 監事は総会にて選任し、代表世話人・プロジェクトリーダーが兼ねることはできない。
- 第5条 本会の構成員となることを希望する場合、特別の条件を要しないが、別に定める入会申込の書面により代表世話人に申し込むものとし、代表世話人は正当な理由がない限り入会を認めるものとする。退会及び資格の喪失においては別に定める。
- 第6条 本会は、必要に応じて総会を実施する。ただしその頻度は一年に一度以上とする。
- 2 総会は代表世話人・プロジェクトリーダー・構成員のほか、プロジェクトリーダーの要請に基づき会の運営に携わる者が参加することができる。
 - 3 総会開催の発議は代表世話人もしくはプロジェクトリーダーが行うことができる。
 - 4 総会における議決の方法については個別に定める。
- 第7条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。
- 一 寄付金品
 - 二 資産から生ずる収入
 - 三 事業に伴う収入
 - 四 会費収入
 - 五 その他の収入
- 第8条 本会の会計はプロジェクトごとにプロジェクトリーダーが管理する。また、必要に応じて代表世話人が管理することができる。
- 2 個別部会の会計年度は毎年十月一日に始まり、九月三十日に終わる。
 - 3 会計年度終了後、プロジェクトリーダーは決算及び予算を総会にて報告し、決議を受ける必要がある。
- 第9条 本会は、事務局を和歌山県和歌山市に置く。遠隔地においてプロジェクトを行う場合の住所は、プロジェクトリーダーが個別に設定することができる。



第10条 その他については別途定めるものとする。

この会則は西暦2004年9月18日から施行する。

この会則（現行）は西暦2010年10月1日から施行する。

※会則を改正した理由…和歌山地域における文化芸術活動の強化に伴う部会の創設（西暦2010年10月24日承認・西暦2010年10月1日よりさかのぼって施行）

この会則（現行）は西暦2013年7月1日から施行する。

※会則を改正した理由…幹事の名称をプロジェクトリーダーに変更したことに伴う文言の整理（西暦2013年6月29日承認・西暦2013年7月1日より施行）